

文部科学省における消費者教育に関する取組

1. 文部科学省におけるこれまでの取組

○ 初等中等教育における取組

① 学習指導要領の改訂

文部科学省では、平成20年3月に小・中学校、平成21年3月に高等学校の学習指導要領を改訂し、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランスのとれた力(「生きる力」)を育むことを目指している。

(資料)

- 新学習指導要領実施スケジュール (1頁)
- 幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等のポイント (2頁)
- 高等学校学習指導要領の改訂のポイント (3頁)

新学習指導要領においては、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視しており、各教科の指導の中で、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに、観察・実験やレポートの作成、論述といった知識・技能を活用する学習を充実し、国語をはじめとした各教科等において、批評、論述、討論などといった言語活動を充実したところである。

(資料)

- 小・中学校における思考力・判断力・表現力等の育成に係る指導の例 (4頁)

② 新学習指導要領の趣旨を踏まえた消費者教育

児童生徒に消費者としての正しい態度や知識を身に付けさせるため、新学習指導要領においては、「消費者の自立の支援を含めた消費者行政」「消費生活と生涯を見通した経済の計画」など内容の充実を図ったところである。

(資料)

- 新学習指導要領における消費者教育に関する主な内容 (5頁)

○ 高等教育における取組

① 大学等への要請

各大学等に対し、学生への消費者生活における啓発や学生相談体制の充実を推進するよう促すための通知を平成19年2月27日に発出。その後も、各種会議を通じ、通知の内容等について周知。

＜大学における取組状況＞

- ・ 学内へのポスター等の掲示 (61.5%)
- ・ 入学時等におけるガイダンス (57.3%)
- ・ 学外の機関等（警察、保健所等）と連携した指導会 (18.1%)

出典：独立行政法人日本学生支援機構調べ（平成21年6月）

② 独立行政法人日本学生支援機構における取組

インターネット（学生支援情報データベース）や出版物等により、消費者問題に関する事例紹介や対応について各大学等に周知。

○ 社会教育における取組

① 公民館等の社会教育施設における取組

公民館等の社会教育施設において、消費者問題に関する学習機会を提供。

＜公民館等の社会教育施設における取組状況＞

- ・ 平成15年度に消費生活に関わる事業を実施したことがある (35.9%)

出典：「社会教育施設における消費者教育報告書」（平成16年度文部科学省委託調査）

② 社会教育主事講習

国立教育政策研究所社会教育実践研究センターにおける社会教育主事講習において、消費者教育に関する授業を実施。

③ 教材の作成

平成17年度に高齢者向けの消費者教育教材（「悪質商法撃退マニュアル」）を作成。（財団法人消費者教育支援センターに委託）

○ 教育委員会と消費者担当部局の連携促進

教育委員会等の関係者に対し、消費者担当部局との連携強化を始め、消費者基本法・消費者基本計画等の趣旨に添って消費者教育を推進するよう促すための通知を平成18年3月31日に発出。

2. 平成22年度予算

○ 学校教育における消費者教育の推進 27,043千円（新規）

消費者教育推進のための核となる教員の養成のため、外部機関との連携を進め、教員の指導力向上のための講座等を実施することなどにより、学校における消費者教育の推進を図る。

具体的には、関係省庁・団体等の協力を得ながら学校における消費者教育の推進方策に関する説明会の開催や、各学校における消費者教育の企画、調整等を担う教員となる「消費者教育指導者」の養成のための講座を、国民生活センター、全国の大学の教員養成学部、都道府県等の教育センター、民間等との連携により実施する。

（資料）

○ 学校における消費者教育の推進（イメージ図）（6頁）

○ 消費者教育推進事業 43,718千円（新規）

習得した知識が具体的な行動に結びつくような消費者教育の内容及び方法について、地域の関係団体等と連携した実証的な調査研究を行い、その成果を教育指針及び事例集としてまとめ広く普及させることにより、消費者教育のより一層の充実を図る。

具体的には、国内外における消費者教育に関する先進的な事例を収集するとともに、消費者被害の状況から特に取組が必要な対象層（大学生、中高年女性）への消費者教育に関する効果的な内容及び方法を検討するため、大学及び女性団体等の協力を得て試行的な実施を行い、その効果を検証する。

（資料）

○ 消費者教育推進事業（イメージ図）（7頁）